

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

監理技術者等の専任合理化及び建設業法の金額要件の引上げにかかる留意事項について

監理技術者等の専任義務の合理化、建設業許可等に係る金額要件の見直し等については、令和 6 年 12 月 13 日付国不建第 151 号「建設業法 及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行等について」（以下「通知」という。）にてご連絡したところですが、施行日時点で既に工事を行っている建設工事についての留意事項を下記のとおりお知らせしますので、適切な運用に特段の協力をいただくようお願いします。

また、貴団体傘下の建設業者に対し、周知をお願い致します。

記

1. 監理技術者等の専任義務の合理化（施行日：令和 6 年 12 月 13 日）（通知一（5）関係）

（1）監理技術者等の専任から他の工事現場兼務への変更

監理技術者等の専任義務の合理化については、施行日以降、適用が可能であるが、工期途中において、専任の技術者が、他の工事現場を兼任することについては、請負契約の当事者間で協議（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあつては発注者との協議、下請業者にあつては注文者たる建設業者との協議）を行うこととし、工事の継続性、品質確保等に支障がないように対応することが必要であることに留意されたい。

（2）建設現場に掲げる標識の取扱いについて

建設業法第 40 条に基づき、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、当該建設業者が配置した主任技術者又は監理技術者の専任の有無等が記載された標識を掲示しなければならないこととされているところ、工期途中において専任から 2 つの工事現場の兼任に変更となった場合は、速やかに標識を修正しなければならない。

2. 金額要件の見直し（施行日：令和 7 年 2 月 1 日）（通知三（2）関係）

建設業法施行令の改正（令和 6 年政令 366 号）による、監理技術者の配置が必要となる下請代金額の下限、専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限等の金額要件の見直しについては、令和 7 年 2 月 1 日に施行され、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなるが、以下の点に留意する必要がある。

（1）監理技術者から主任技術者への途中交代、専任から非専任への変更等について

監理技術者又は主任技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年国総建第 315 号）において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められることとされている。

このため、改正令施行後、工期途中において途中交代を行うことについては、請負契約の当事者間で協議を行うこととし、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応する必要があることに留意されたい。

また、改正令施行後、工期途中において、専任の技術者が、非専任に変更することについても、請負契約の当事者間で協議を行うこととし、工事の継続性、品質確保等に支障がないように対応することが必要であることに留意されたい。

さらに、請け負った建設工事が、改正令施行後、工期途中において特定専門工事に該当することとなった場合には、元請負人及び下請負人の合意により、当該建設工事における下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる。この場合においても、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意されたい。

（２） 施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて

改正令施行後の金額要件において施工体制台帳の作成、備置き義務及び施工体系図の作成・揭示義務の適用外となる工事については、本改正政令施行後はこれらの作成、備置き及び揭示が不要となるが、その場合であっても、令和 7 年 1 月 31 日までに作成した施工体制台帳及び施工体系図は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 40 条の 3 に基づき、引き続き営業所ごとに保存する必要がある。

なお、公共工事については、従前どおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 15 条の規定に基づき、下請代金額の如何に関わらず、施工体制台帳の作成・備置き及び施工体系図の作成・揭示が必要となる。

（３） 建設工事の現場に掲げる標識の取扱いについて

1.（２）と同様に、標識の修正が必要となった場合は速やかに修正しなければならない。

（参考添付）

・建設業法第 40 条に基づく標識の概要資料（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号適用の場合の説明）

以上

別添

○「建設業法第26条第3項第1号」を適用している場合は、標識の「専任の有無」欄には、記載要領2のとおり、「**非専任(情報通信技術利用)**」と記載。

建設業法施行規則(国土交通省令) 様式

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日			

＜記載要領＞

2「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。

4「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。